

令和 7 年 6 月 30 日
[redacted] (保護者)

さいたま市立 [redacted] 小学校いじめ重大事態調査報告書に対する所見書

この度のさいたま市立 [redacted] 小学校いじめ重大事態調査（以下「本調査」）を実施すると学校側から告げられた際にその目的を伺ったところ、「当該児が再び楽しく登校できる環境をつくるため」であるとして説明いただきました。この度の事案において保護者は、当該児と加害者である児童、各々の保護者、そして学校側で真摯に話し合うことで解決の糸口が見つかるのではないかと考えておりました。しかしそれは叶うことなく、結果として、本調査を経ても、当該児にとっては [redacted] 小学校が安心できない環境であることに変わりがないまま、学校復帰にあたっては転校という手段を取らざるを得ない運びとなりました。

いじめ問題を解決するというのは非常に難しいことであると思います。その事案の性質ごとに、また児童の性格や各家庭の状況などによって、解決方法は様々かとも思います。先生方がご多忙なことも理解しております。しかしながら、第三者による当該児の訴えに対する事実相当性の客観的判断と、それを受けた対策としての生徒へのポスターの掲示や一斉指導等によって、冒頭本調査の目的を達成するとは到底思えません。当時小学校 [redacted] 年生というまだ幼い年齢にあって、個別具体的な事案が起きた際に、本人と保護者、学校が連携して、真剣にお互いの主張を直接話し合い理解し、解決していく姿勢を子供たちに示すことがこの度の事案の解決のみならず、次なるいじめへの防止にもつながっていくのではないのでしょうか。

令和7年6月12日に [redacted] 小学校の [redacted] 校長先生からいただいたさいたま市立 [redacted] 小学校いじめ重大事態調査報告書（以下「本調査書」）をもって、この度の一連の事案に対するご対応が終了されること旨を伺いました。これまで保護者は事態をより正しく理解したい思いから、学校側に対して、当事者や当事者に近い関係者である担任の先生は事案についてどのようにご理解され、上長や委員会に対してご報告なさっているのかお伺いをしておりました。また、当該児にとって [redacted] 小学校が安全と思えるためには、関係児らの認識のみならず、関係児らに対し周囲からどのような働きかけがあったのかも把握する必要があると考えました。そのため、前述先生方のご認識とともに関係児らにどのような指導がされたのか、また関係児らの保護者はどのように捉えているのかについても質問しております。残念ながら、最終的にいただいた本調査書をもってそれらを知り得ませんでしたので、多少の偏りがあることを十分認識した上で、本調査書各項目に対する所見を申し上げます。いずれもこの度の事

案の一連の背景として重要な情報であると考えており、内容としてはこれまでの学校とのやり取りの中ですでにお伝えしていた事項ではありますが、改めて記載いたします。

当該児は令和6年5月下旬より心身の不調を起こし、不登校という形で[]小学校から離れて一年を経過した現在もお[]と[]を継続している状況です。心の健康は、一度崩すとコントロールが難しいことを痛感しております。保護者にとっても不登校期間に伴う様々な時間的拘束を含め、学校に代わる勉強や活動の手段を講じるための経済的負担は少なくありませんでした。いじめの解決策として示された本調査が、決められた手続きに則って学校側が対応したことの証左にすぎないとしたら、大変に残念なことです。[]校長先生から、この保護者による所見書（以下「本書」）を含めた本調査書が一般に公開されると伺い、せめて、当該児と同じように苦しい思いをしているお子様やその保護者の方の何かしらの参考になることを願います。

本調査書に記載の事実関係への補足と所見

- ① 本調査書1. (4) 当時のさいたま市立[]小学校[]年[]組担任の[]先生（以下「担任」）及び学校側の関係児Aである同小[]年[]組[]さん（[]）によるいじめの覚知について

関係児Aに関して保護者が報告した情報

- a. 当該児Aは、令和6年6月6日の以前にも関係児Aから受けた暴力やいやがらせについて、担任に何度も相談をした。その際当該児Aは、「どうやったら関係児Bからの嫌がらせがやむのか」を思い悩んでいる旨を担任に訴えている。その度に、担任からは「無視なさい」という言葉が繰り返された。当該児が関係児A等に言い返した際は、「言い返す方も悪い」と叱責された。
- b. 2024年5月保護者が担任へ相談した際に、クラスの他の児童（「一人ではない」という表現でした。）からも、関係児Aの言動でいやな思いをしている旨の訴えがあったことを担任から伺った。
- c. 関係児Aは、同じクラスの児童（以下「児童A」）を理由もなく殴った。児童Aは殴り返し、その殴り返したところを見た担任は児童Aを叱った。一連の事象を見ていた当該児と別の児童は、先生が児童Aのみに厳しく指導したことを不公平に感じ、[]年[]組隣の[]クラスの[]先生に事の次第を説明した。[]先生から担任にその情報が伝わり、その後関係児Aにも指導がなされた。
- d. 調査結果(1)3について情報の補足；
関係児Aと同じ学年の友人が当該児の家に遊びに来た。3人でゲームをしていたが、

関係児 A は、2 対 1 をあおり、言葉使いが聞くに堪えなかったため、保護者から「友達同士、素敵な言葉で話そう」と声をかけた。その後しばらく 3 人で遊んでいたが、関係児 A は誰に何を伝えることもなく帰宅してしまった。

本調査書 6. (2) の記載のとおり、担任の先生は、令和 6 年 6 月 6 日以前より当該児が関係児 A から受けた行為について繰り返し相談をしていたことを、ご認識いただいています。また上記 b. および c. にもあるように、当該児のみならず、関係児 A が他児童への嫌がらせやからかいなどを日ごろから行っていることを把握されていたと考えます。1. (4) の事案の覚知について、当該児から繰り返しされた相談や上記 b. や c. などの関係児 A の日ごろの行いを受けて、問題の認識にはつながらなかったのでしょうか？

② 調査結果 5. 学校対応等 (3) — (6) について、事実関係の補足

- ・ 保護者は当初より担任に対し、関係児 A の保護者に当該行為があったことを伝えてほしい旨、お願いしていた。令和 6 年 6 月に実施された保護者面談で関係児 A の保護者から「当該児の不登校には、関係児 A が関係しているのではないか？」という問い合わせがあり、それに対し担任は「(当該児は) 体調不良みたいです。」と返答したという旨を保護者は担任から伺った。保護者の関係児 A の保護者と学校を交えて解決を図りたかった意図が担任に理解されていなかったことが分かり、改めて関係児 A の保護者に学校から状況を伝えていただくようお願いをした。この後、同年 8 月 8 日に管理職と保護者による話し合いが行われ、その場においても前述の話し合いについて願い出たが、管理職から本調査を進める旨の回答を告げられた。

③ 3. (4) について、事実関係の補足と所見

- ・ 事案⑤が発生したのは、当該児が学校に登校できなくなり、夏休みに入って、2 学期からの復帰に向けて心身の立て直しを図っている最中のことだった。少し前向きになりつつあったところ、事案⑤を受けて、再登校への意思が打ち砕かれてしまった。関係児 B とはそれまで言い合いのようなものはあったものの、友だちであると認識していたため、当該児の落胆は大きかった。当該児はこの事案について保護者に積極的に報告しなかった。当該児がいない時に心配をした他校の生徒が保護者に事案⑤を伝え、当該児本人にも確認を取ったことで事案の内容が明らかになった。
- ・ 委員会からの聞き取りの実施依頼は、事案発生から 8 カ月ほど経過したタイミングであったにもかかわらず、当該他校の生徒の保護者に確認をとったところ快く協力していただけるとの回答を得た。ただし、[REDACTED] 小学校の管理職の先生が急に来られて別室に移動するというような形式では子供が委縮してうまく話せないかもしれない、また、他の生徒からの目を気にする可能性もある。当該他校生徒の保護者からは子供の精神的な負担を軽くした形で実施してほしいとのことであった。

- ・ 前述を受け、保護者は委員会に対し、当該他校の生徒に配慮した形であれば実施可能であるという他校生徒の保護者のご意見を伝えており、実施方法は3.(4)ウの提案に限定していない。また、保護者が提案した以外に、こういった聞き取りの形式であれば「要件」を満たすことができるのか、スクールロイヤーの方と直接やり取りをさせてほしい旨申し出たが、結果としてロイヤーの方とお話しするチャンスも与えられないまま、聞き取りは行わない判断が下された。

聞き取りに関し、委員会からはいくつかの実施方法の選択肢は示されたものの、客観的に真実相当性が確認できると委員会が認める「要件」は提示されておられません。いじめ認知を客観的に判断する重要な証言を得る機会であるにもかかわらず、当該他校の児童の気持ちに配慮しつつ、「要件」を満たす形式が検討すらされなかったのはなぜでしょうか？

④ 6. 課題点(2) いじめの発見が遅れたこと、への事実関係補足と所見

本調査書 8 ページ 5 行目「これまで、担任は、当該児から、複数回、関係児からの行為について相談を受けていた。担任は、当該児と関係児から聴き取りを行い、繰り返し指導を行っていた。学校は、互いに謝罪できたことで、問題が解決したと認識しており、当該児の心身の苦痛を十分に理解することができていなかった。」について

- i. 当所見書の①いじめの覚知に記載した事項の繰り返しになりますが、当該児が関係児 A からの行為を受けて以降、担任の先生への相談とそのフィードバックは以下のようなものでした。

- 当該児 A は、令和 6 年 6 月 6 日の以前にも関係児 A から受けた暴力やいやがらせについて、担任に何度も相談をした。その際当該児 A は、「どうやったら関係児 B からの嫌がらせがやむのか」を思い悩んでいる旨を担任に訴えている。その度に、担任からは「無視しなさい」という言葉が繰り返された。当該児が関係児 A 等に言い返した際は、「言い返す方も悪い」と叱責された。

何か問題があったときに、真っ先に相談する先であるはずの担任の先生が相談者の立場に立って訴えを聞いていないとすれば、子供にとってこれほど心細いことはありません。

ただし、上記はあくまで当該児の主張であり、担任の先生のご認識について学校側及び委員会の見解も伺いましたが、未だ回答をいただいております。

- ii. 「学校は、互いに謝罪できたことで、問題が解決したと認識しており」の記載が

これまでの話し合いにおいて確認された事実関係と異なることについて

これまでの一連の話の中で担任からも委員会からも関係児 A が当該児に対して謝罪をした事実の報告を受けておりません。令和 6 年 9 月の関係児 A の聴き取りの際に、「関係児 A の言動によって、当事者が嫌な思いをしたと感じたのであれば、それは事実かもしれない」という発言があった旨報告がありましたが、仮にそれが謝罪にあたるのであれば「互いに」という表現は適当でないことになります。もし当該児が 〇〇 小学校へ登校していた時期に、関係児 A とお互いに謝った事実があったとすれば、それはいつのことでしょうか？関係児 A の嫌がらせは当該児が不登校になる直前まで続いたと聞いています。「互いに謝った」にもかかわらず、その後も嫌がらせが続いたということでしょうか？本項下線部分は、保護者にとって新たな重要事項であり、当該児に改めて確認をしたところ、謝罪を受けた事実はないと申しております。

繰り返しになりますが、前述 i. にも記載した担任の先生のご認識は委員会にどのように報告されていたのでしょうか？最終的な調査書にて齟齬が生じていたことを知り、非常に残念に思います。

⑤ 6. 課題点（3）委員会の立ち上げが遅れたこと、への所見

6.（3）5 行目「担任は、当該児が欠席するようになった時期から、当該児の保護者と密に連絡を取り合っていたが、担任は、当該児の保護者と話した内容について「体調不良」との申し出に他の要因等を検討することなく」とあります。

ところが、本調査書の 1.（3）に、「当該児が欠席するようになった時期」は、「令和 6 年 6 月 10 日（月）から」と記載されています。そして続く 1.（4）には、「令和 6 年 6 月 6 日（木）に」、「担任は、当該児の保護者から、関係児 A の言動により、当該児が学校生活を不安に思っている旨の連絡を受けた。」とあります。

時系列から見ると、「当該児が欠席するようになった時期」の 4 日前には、既に担任の先生が「関係児 A の言動により、当該児が学校生活を不安に感じる」状況を把握していたはずで、それにも関わらず、「体調不良」との申し出の他に他の要因等を検討すること」がなかったのはなぜでしょうか？「管理職や生徒指導主任へ報告、相談を行わなかった」ことの因果関係の説明が十分ではなく、納得しがたい説明となっていること、残念に思います。

以上